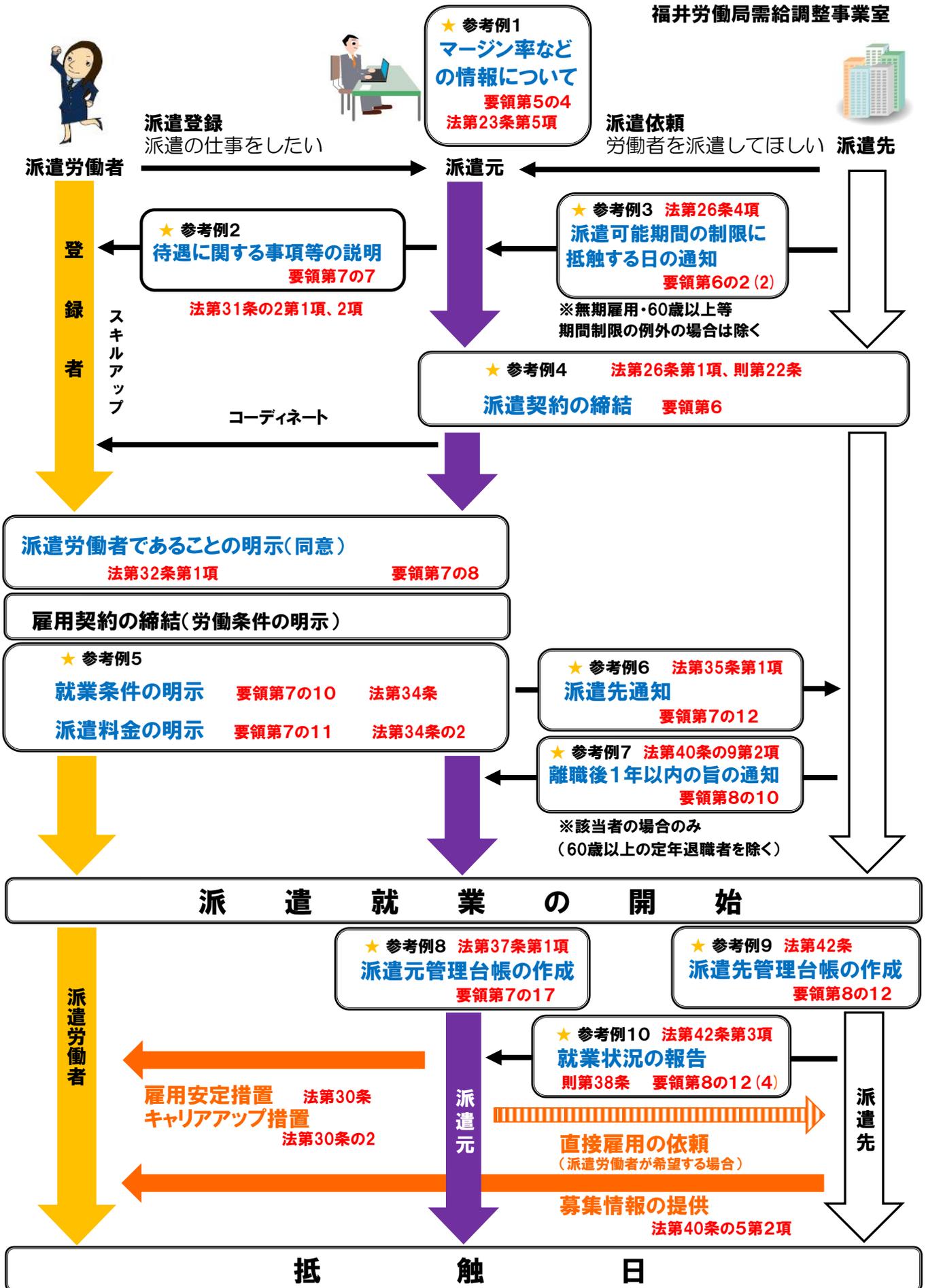


労働者派遣事業運営フロー

福井労働局需給調整事業室



★ 参考例1
マージン率などの
情報について
要領第5の4
法第23条第5項

★ 参考例2
待遇に関する事項等の説明
要領第7の7
法第31条の2第1項、2項

★ 参考例3 法第26条4項
派遣可能期間の制限に
抵触する日の通知
要領第6の2(2)
※無期雇用・60歳以上等
期間制限の例外の場合は除く

★ 参考例4 法第26条第1項、則第22条
派遣契約の締結 要領第6

派遣労働者であることの明示(同意)
法第32条第1項 要領第7の8

雇用契約の締結(労働条件の明示)

★ 参考例5
就業条件の明示 要領第7の10 法第34条
派遣料金の明示 要領第7の11 法第34条の2

★ 参考例6 法第35条第1項
派遣先通知 要領第7の12

★ 参考例7 法第40条の9第2項
離職後1年以内の旨の通知 要領第8の10
※該当者の場合のみ
(60歳以上の定年退職者を除く)

派遣就業の開始

★ 参考例8 法第37条第1項
派遣元管理台帳の作成 要領第7の17

★ 参考例9 法第42条
派遣先管理台帳の作成 要領第8の12

★ 参考例10 法第42条第3項
就業状況の報告 則第38条 要領第8の12(4)

雇用安定措置 法第30条
キャリアアップ措置 法第30条の2

直接雇用の依頼
(派遣労働者が希望する場合)

募集情報の提供
法第40条の5第2項

抵触日

※ 要領第●の●は、労働者派遣事業について厚生労働省が示している「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の説明箇所です。なお、当該要領については、厚生労働省のホームページに掲載されていますのでご確認ください。